

中央社会保険医療協議会・薬価専門部会意見陳述資料

# 薬価制度の抜本改革について（意見）

平成29年9月13日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

# I 医薬品卸の収益環境の悪化

本年7月に九州北部豪雨災害が発生したが、医薬品卸は医療機関・保険薬局への医薬品の供給について支障がないよう努めたところである。

災害時を含め、医薬品の安全かつ安定的な供給は医薬品卸の重要な使命と考えているが、近年、医薬品卸を取り巻く環境は非常に厳しくなっている。

## ① 医療用医薬品市場は縮小

- ・ 近年、後発品の伸長とともに、従来の薬価の引下げに加え、特例ルールの導入等が行われた結果、医療用医薬品市場は縮小している。

## ② カテゴリーチェンジが医薬品卸の収益構造を圧迫

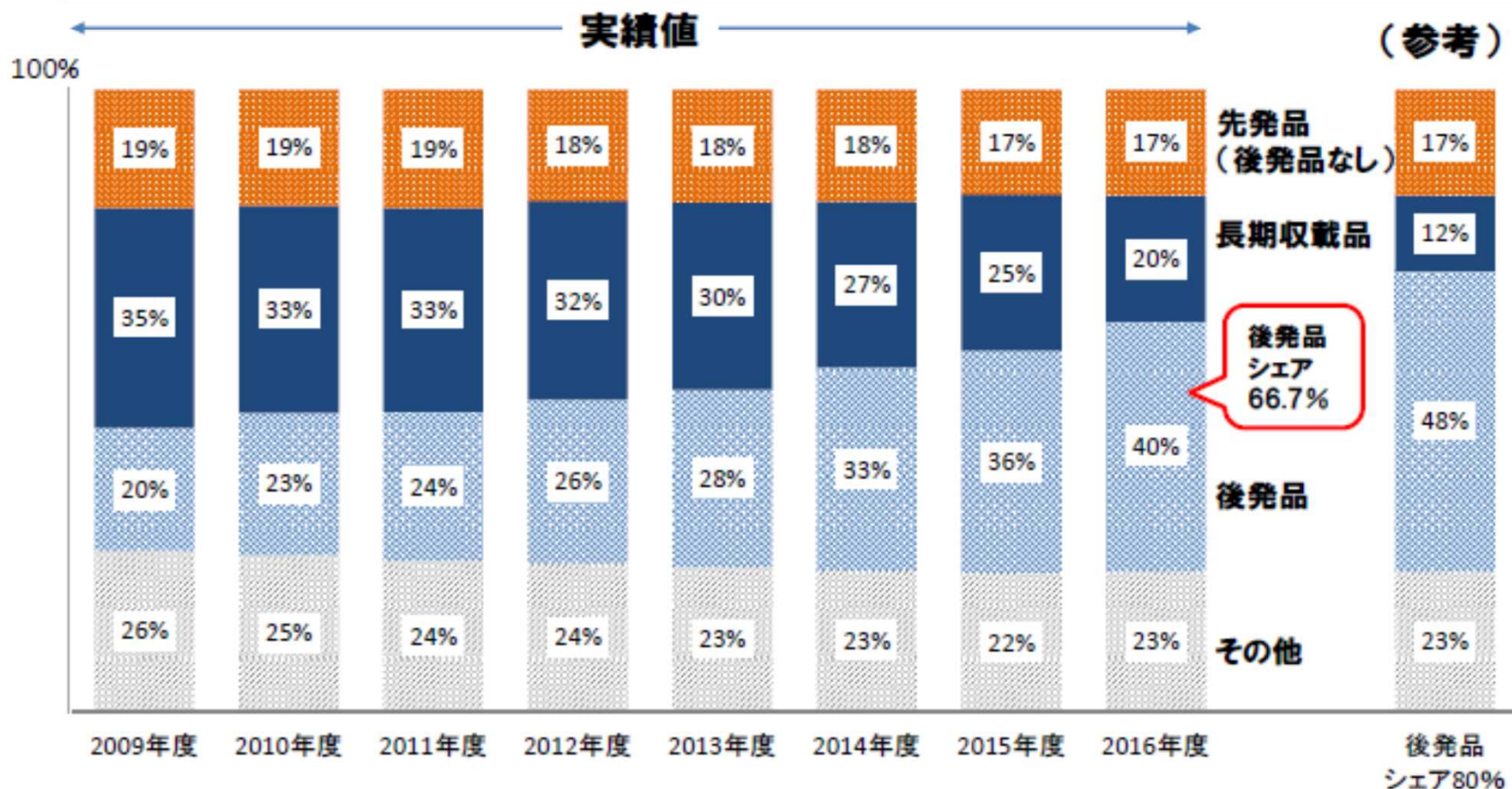
- ・ 後発品の数量シェアが80%になると、全医療用医薬品に対する売上比率が15%程度に過ぎない後発品が数量ベースで約半分を占めると試算されている。(2ページ参照)
- ・ 少量多品種の後発品の特性から、現在でも売上比率10%程度に過ぎないものが、物流センターの保管スペースの40%程度を占める状況にある。これに加え、今後、頻回配送・急配の増加等に伴い、流通コストが大幅に増大する可能性があり、医薬品卸の収益構造を圧迫している。



薬価制度の抜本改革に当たっては、このような医薬品卸を取り巻く厳しい状況を勘案して、慎重に検討していただききたい。

## カテゴリー別 数量ベース売上構成比

- ▶ 長期収載品の数量は年々減少、2016年度は大きく減少
- ▶ 後発品シェア80%となると、全市場の半数が後発品と試算できる



\*1 IMS Base JPM (剤形・規格別に算出)、シェアは小数第1位を四捨五入して記載

Copyright © 2017, QuintilesIMS. All rights reserved.

\*2 先発品(後発品なし)のうち、同年度および翌年度に長期収載品となった場合、長期収載品として分類

\*3 後発品シェア80%は、「先発品(後発品なし)」及び「その他」の数量シェアを固定した参考値

# 中間年の薬価調査について

## 1. 価格乖離の大きな品目の薬価改定に限定

基本方針では、「価格乖離の大きな品目について薬価改定を行う」と明記されており、その趣旨を踏まえて、薬価改定の範囲は極力限定すべき。

## 2. 価格乖離の大きな品目を改定するための調査

価格乖離の大きな品目を改定するという趣旨を踏まえた調査とすべき。

具体的には、卸連加盟の卸業者以外の卸業者も全て対象とし、品目の漏れのないような調査とすべき。また、全ての営業所等を対象とせず、無作為抽出による調査とすべき。



中間年の調査は、「価格乖離の大きな品目」について改定するために必要な無作為抽出調査とし、薬価改定の範囲は極力限定していただきたい。

### Ⅲ 薬価本調査の公表範囲の拡大について

医薬品卸は企業秘密の価格情報を任意に提供

医薬品卸各社は、薬価本調査において、統計的に処理した加重平均値の公表を前提に、会社にとって経営・営業上の秘密情報に属する価格情報を任意に提供



価格交渉に影響を及ぼすデータの公表は、企業の経営・営業上重大な支障を生ずるため、容認できない。

# 単品単価契約の推進について

## <薬価制度の抜本改革に向けた基本方針>

4大臣(経済財政政策担当大臣、財務大臣、厚生労働大臣、官房長官)の合意により決定(平成28年12月20日)

### 【薬価制度の抜本改革】

- 市場実勢価格を適時に薬価に反映して国民負担を抑制するため、全品を対象に、毎年薬価調査を行い、その結果に基づき薬価改定を行う。
- そのため、現在2年に1回行われている薬価調査に加え、その中間年においても、大手事業者等を対象に調査を行い、価格乖離の大きな品目(注)について薬価改定を行う。

(注)具体的内容について、来年中に結論を得る。

- また、薬価調査に関し、調査結果の正確性や調査手法について検証し、それらを踏まえて薬価調査自体の見直しを検討し、来年中に結論を得る。

### 【改革とあわせた今後の取組み】

- 薬価制度の改革により影響を受ける関係者の経営実態についても機動的に把握し、その結果を踏まえ、必要に応じて対応を検討し、結論を得る。
- 安定的な医薬品流通が確保されるよう、経営実態に配慮しつつ、流通の効率化を進めるとともに、流通改善の推進、市場環境に伴う収益構造への適切な対処を進める。
- 特に、適切な価格形成を促進するため、単品単価契約の推進と早期妥結の促進について効果的な施策を検討し、結論を得る。

中間年の調査を含む薬価制度の抜本改革を進めるに当たっては、安定的な医薬品流通の確保や流通改善のための効果的な施策が前提であると考えている。

## 1. 未妥結減算制度の流通への影響

### ① 流通改善の推進に効果的な点

- ・ 9月までの妥結率が大幅に向上
- ・ 遡及値引きがなくなった。

早期妥結に有効な制度と考えられることから、同制度の維持は必要

### ② 問題点

- ・ 未妥結減算の対象とならない妥結水準を見据えた部分妥結や上期の妥結価格が下期の再交渉により変動する取引が増加
- ・ 未妥結減算制度の対象期間の最終月(9月)に価格の妥結が行われる取引が多く、単品単価契約が停滞

## 2. 単品単価契約の推進

- 安定的な医薬品流通確保のため、未妥結減算制度下における流通上の問題点を解決し、薬価制度の趣旨を全うする観点から、次のような改善策を要望する。

### 問題点

- ・部分妥結や上期の妥結価格が下期の再交渉により変動する取引が増加
- ・対象期間の最終月(9月)の妥結が多く、単品単価契約が停滞

### 薬価制度の趣旨

- ・市場実勢価格主義  
原則として、妥結価格は、年度内(翌年3月まで)は変動しないことが望ましい。
- ・銘柄別収載方式  
単品単価契約による取引が望ましい。

### 要望

1. 医療保険制度の適正な運営の観点から、薬価制度の趣旨に合うよう次の①及び②を中心に関係者が遵守すべき指針(ガイドライン)を策定していただきたい。
  - ①単品単価で妥結・契約
  - ②妥結した価格を原則として年度内(翌年3月まで)は変動させない
2. 上記①及び②の改善に向けて、1を踏まえつつ、関係者が積極的かつ前向きに取り組めるよう効果的な施策を講じていただきたい。

(医療機関グループ・調剤薬局チェーンの本部で一括した交渉等が行われる場合においても、同様の対応をお願いしたい。)



## 医薬品卸の役割

医薬品卸は、医療保険制度下において、医薬品が安全かつ安定的に供給されるよう様々な役割を果たしている。

### ① 医薬品の安全・安定供給

- ・ 全国の保険医療機関(約17万8千)・保険薬局(約5万8千)に対して、約1万6千品目の医薬品を安全かつ安定的に供給
- ・ 薬事制度や医療保険制度の制約の下、医薬品の特性を踏まえて適正に流通
- ・ 保険医療機関・保険薬局からの製品回収、副作用情報等の安全管理情報の収集・提供
- ・ 災害時やパンデミック時には全国の医療機関の需給状況に応じて適時適切に医薬品を供給

### ② 薬価調査への協力

市場実勢価格を薬価に適切に反映させることを目的とした薬価調査に協力